

【令和4年12月19日】火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定に伴う告示改正について(パラシュート開傘装置ほか)

本件の概要

2022年12月19日

これまで火工品として火薬類取締法の規制を受けていた「航空法（昭和二十七年法第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置」、「自動車に備える年少者用補助乗車装置に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）」について、2021年12月21日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）に基づき審査を行ったところ、一定の要件下においてその安全性が確認され、火薬類取締法の適用除外の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、火薬類取締法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行いました。

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第二百五号）（PDF形式：83KB） 

第9回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ 

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付
TEL 03-3501-1870

○経済産業省告示第二百五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十二月十九日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一〇十 〔略〕 十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第二十三条の二の五第一項の規定により承認された膀胱結石破砕用医療用火具又はピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器であつて、爆薬の量が〇・〇一二グラム以下のもの 十二 二十九 〔略〕 三十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定により承認された着型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であつて、次の要件を満たすもの イ ホ 〔略〕 三十一 三十七 〔略〕	一〇十 〔略〕 十一 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条第一項の規定により承認された膀胱結石破砕用医療用火具又はピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器であつて、爆薬の量が〇・〇一二グラム以下のもの 十二 二十九 〔略〕 三十 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定により承認された着型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であつて、次の要件を満たすもの イ ホ 〔略〕 三十一 三十七 〔略〕

三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬の量が次のいずれかに該当するものであること。 (1) 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。(2)において同じ。）の量が〇・一二グラム以下であり、かつ、ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。(2)において同じ。）の量が一・九四グラム以下であること。 (2) 点火薬の量が〇・一二グラムを超え〇・二五二グラム以下であり、かつ、ガス発生剤の量が〇・九〇〇グラム以下であること。 (3) 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二五二グラム以下であること。 〔削る〕 ロ ト 〔略〕 三十九 四十一 〔略〕 四十二 年少者用補助乗車装置（道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第七条に規定する年少者用補助乗車装置をいう。以下この号において同じ。）に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。以下この号において同じ。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。 ロ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。 ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。	三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。 ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。 ハ チ 〔略〕 三十九 四十一 〔新設〕
---	---

三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。 ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。 ハ チ 〔略〕 三十九 四十一 〔新設〕	三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。 ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。 ハ チ 〔略〕 三十九 四十一 〔新設〕
---	---

ホ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる年少者用補助乗車装置及び当該装置に附属する取扱説明書に表示又は記載する場合は、この限りでない。	備考 表中の「」は注記である。
---	------------------------